

(仮称) 福井 大野・池田ウインドファーム事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年(2021年)3月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して33日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月7日（木）

(2) 公告の方法

令和3年1月7日（木）付の日刊新聞紙「福井新聞」及び「日刊県民福井」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・電源開発株式会社のホームページに令和3年1月7日（木）より掲載

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す5箇所にて縦覧を実施した（参考資料参照）。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。（別紙2参照）

- ・福井県庁 環境政策課
- ・福井市役所 美山総合支所
- ・美山公民館（福井市）
- ・多田記念大野有終会館（大野市）
- ・池田町役場 資料閲覧コーナー

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和3年1月7日（木）から令和3年2月8日（月）まで
- ・縦覧時間：各所の開庁・開館時間に準じた。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は9名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年法律第27号)第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和3年1月30日(土) 15時～16時30分	福井市 美山公民館	5名
令和3年1月30日(土) 19時～20時30分	大野市 多田記念大野有終会館	15名
令和3年1月31日(日) 10時～11時30分	池田町 能楽の里文化交流会館	9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月7日(木)から令和3年2月22日(月)まで
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた(別紙3参照)

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は8通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は8通48件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
事業計画等について		
1	<p>銀杏峰、部子山を除外してあり嬉しく思います。ただ、変電施設、送電線等はまだ分からないようですが。今後の計画でも山を傷つけることだけは絶対に避けていただきたいです。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>変電所及び送電線等も含め、可能な限り改変面積を小さくするよう、留意した工事計画とするよう努めます。</p>
2	<p>山奥、しかも豪雪地で雷害の確率も高い所への建設であることを考えると故障や稼働率の悪さなどマイナス面が大きすぎると思う。ここにあって建設することにどれだけの意味があるのか、費用対効果があまりにも悪いものと思われる。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>落雷による故障や雪害については事業運営に大きく影響を与えますので、同リスクのある弊社他地点を参考に慎重に検討し、今般の事業計画に反映して参りたいと考えております。</p>
3	<p>環境基本計画策定委員会で市の職員さんが読み上げた以下について。</p> <p>① 全体計画について ② 騒音、振動及び超低周波音 ③ 水質、水環境について ④ 動植物、生態系への影響について（イヌワシ、クマタカ、アサギマダラ） ⑤ 景観について ⑥ 文化財について ⑦ 人と自然のふれあいの活動の場について</p> <p>※当事者の実施により重大な影響等を回避出来ない場合は、事業計画に見直しを行うこと。←これを基本として下さい。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本事業による影響につきましては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。この中で、必要があれば、事業の計画の見直しも行うこととなると考えております。</p>
4	<p>銀杏峰林道はあくまで林道の設計なので、木を運ぶ為の線形・設計 CBR 値、橋梁構造である。又、急峻な地形に盛土した所もある。充分な予測による調査・対策を講じてほしい。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘的林道は、森林基幹道大野・池田線と認識しております。当該林道の利用にあたっては、林道の管理関係者ともしっかりと協議させていただきながら林道の構造を確認し、大型部材の輸送を前提に線形・橋梁強度の検討を行い、適切な改修計画を検討して参りたいと考えております。</p>
5	<p>そもそも環境影響評価は、ある程度の計画があつてはじめて予測・評価・対策ができる。今回は、風車の位置等は何も決まっていない段階では、新たな調査が発生すると思われる。その際には、躊躇無く、追加調査→予測→評価→対策を行ってほしい。</p> <p>又、その過程を明らかにしてほしい。（次の説明会では、もう工事直前に予定されているので）</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>方法書の手続きでは「対象事業実施区域」として今後風力発電施設等を設置する可能性がある場所や改変を行う可能性がある場所を全て含んだ区域を設定するとともに、風力発電機においても設置が想定される範囲を網羅した「風力発電機設置想定範囲」を設定することで、今後、可能な限り新たな調査等が発生しないように手続きを進めております。</p> <p>ただし、計画の変更の内容に応じては新たな調査の追加が発生する可能性がありますので、そのような場合には、その経緯を準備書において記載させていただきます。</p> <p>なお、今回は準備書段階における説明会となりますが、工事着工は評価書確定後となりますので、工事直前とはなりません。準備書手続きにおいても環境の保全</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		の見地からのご意見をご提出いただくことが可能です。 どうぞ、よろしく願いいたします。
6	土木・風車建設工事中に林道に変状が発見されたならば、その原因を調べ、工事に係る場合は電源開発様の方で修理をお願いしたい。	ご意見をいただき、ありがとうございます。 林道の使用にあたり、異常が発生した場合は関係機関と協議の上で対応させていただきます。
哺乳類（コウモリ類）について		
7	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。	方法書に記載のとおり、コウモリ類について、今後の方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行います。 なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。
8	1. 方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。	今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。
9	2. モグラ類やネズミ類（重要種2種）の捕獲調査地点が7地点もあり、その根拠として「対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、代表的な環境として、山地-自然低木林に1地点、山地-自然林（ブナクラス域）に2地点、山地-植林地等に1地点、山地-二次草原に1地点、山地-二次林に2地点選定した」とされているが、重要種が6種類も確認されているコウモリ類の捕獲調査を山地-二次林及び山地-二次草原の2地点しか実施しないのか、また、なぜ捕獲が困難な山地-二次草原を選択し、山地-自然林（ブナクラス域）における調査を計画しないのか見解を示すこと。	調査地点の設定根拠は図書に記載したとおりであり、分類群毎の重要種の確認種数により地点数を設定しているものではありません。 コウモリ類の捕獲調査は、改変面積は風力発電機設置ヤードが最も広くなることから、風力発電機設置想定範囲内の環境類型区分に応じて設定しました。準備書においては、この点も明確となるよう、記載を見直します。
10	3. 今後もコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	ご意見のとおり、今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。 なお、方法書作成に当たっては、コウモリ類の専門家等からのご助言を頂き、第6章の調査、予測及び評価の手法に反映しました。
11	■2. 事業者（電源開発）及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない 事業者及び委託先は「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類）を準備書では不明種として公表し、一般・環境大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能であり準備書段階の未同定は一般的に考えて理解しがたい。 法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。本事業の方法書においても環境保全や一般意見に対する不誠実さが目立ち、強い不	上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載しました。 結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めて参ります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	信感を抱いている。	
12	<p>■3. コウモリ類の保全措置について</p> <p>『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。</p> <p>事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの環境保全措置として実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)</p>	<p>環境保全措置は予測結果に基づく環境影響の程度に応じて検討するものです。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
13	<p>■4. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転する(空回りする)ようだ。ならば、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行っていただきたい。</p>	<p>準備書以降における予測及び評価に際しては、いただいたご意見についても参考とさせていただきます。</p>
14	<p>■5. 回避措置(ライトアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。</p> <p>※45個体(4種、1~32個体)、2015.07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017)</p> <p>※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド)青森県</p> <p>※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体、合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道</p> <p>※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社)青森県</p>	<p>ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。</p> <p>また、上記の状況であることからライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月、コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p>	
15	<p>■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。「科学的根拠のある保全措置」について、本事業者はなぜ実施しないのだろうか。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。</p> <p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
16	<p>■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月、船越公威)</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
17	<p>■8. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思うが、これについて、事業者が事後調査前から追加的保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。</p>	<p>現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。</p> <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
18	<p>■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設においてバットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
19	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しない</p>	<p>方法書審査の結果も踏まえ、適切に調査及び予測を</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>いのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって本業者らの課題は「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>実施いたします。</p>
20	<p>■15. 事業者（電源開発）及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない2</p> <p>ライトアップをしなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップをしないことを環境保全措置とはしていない」などと主張をしている。しかし、つい昨年末に縦覧された事業者の準備書には、『ライトアップをしないのでコウモリ類の影響はない』との予測をしている※。事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）の図書は誤謬（詭弁）が多く信用できない。</p> <p>※『（仮称）北鹿児島（西地区東地区）風力発電事業環境影響評価準備書』（令和2年11月、電源開発株式会社）p1109</p>	<p>ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。</p> <p>また、上記の通りライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
21	<p>■16. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「事業者として不本意」などと主張しているが、いくら「不本意」であっても「追加的保全措置をした実績」はひとつもないようだ。つまり、偽善である。よって、事業者らが本事業において「環境を適切に保全する」などの主張をしても、その言葉は信用に値しない。</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
22	<p>■17. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しているが、事業者は本事業において、なぜ行わないのだろうか。</p> <p>(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
23	<p>■ 18. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
24	<p>■ 19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>保全措置は「コウモリを殺してから」実施しても手遅れである。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
25	<p>■ 20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
26	<p>■ 21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
27	<p>■ 22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	
28	<p>■23. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「W INDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。バットストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。</p>	<p>予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>
29	<p>■24. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p> <p>①自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く年間）のモニタリングが必要である。</p> <p>②地上からの調査については、すべての風力発電機設置位置において、日没前から日の出まで自動録音調査が必要である。</p> <p>③自動録音バットディテクターは、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。</p> <p>理由：以下のガイドラインに記載がある ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>方法書にも記載しております通り、上空におけるコウモリ類の録音を実施する計画としています。</p> <p>なお、紹介いただきました情報も参考に、適切に調査を実施します。</p>
30	<p>■25. 自動録音バットディテクターを使用した解析について</p> <p>事業者の調査結果が適切なかを判断するため、準備書には以下の情報を記載していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バットディテクターの種類及び分析ソフト ・ディテクターの感度範囲 ・ディテクターの位置（高さ） ・ディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・自動録音システムの設定 	<p>ご意見も踏まえ、適切に図書を作成します。</p>
31	<p>■26. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 1</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関して、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p>	<p>方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	
32	<p>■27. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
33	<p>■28. コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。</p> <p>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</p> <p>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録すること。</p> <p>※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
34	<p>■29. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6Japanese.pdf)</p>	<p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
鳥類について		
35	<p>対象事業実施区域の選定位置の見直しについて</p> <p>対象事業実施区域は地域生態系の頂点に位置し、環境省レッドリスト、福井県版レッドリストに指定される希少鳥類等の生息地となっている。特に種によ</p>	<p>希少鳥類への影響については、今後実施する調査を基に、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>っては生息状況が悪化し、1 個体の保護の成否が本県内の存続に大きな影響を及ぼす段階にまでなっている。</p> <p>これらの希少鳥類は、対象事業実施区域およびその周囲も利用しており、風力発電施設の建設は生息地や繁殖地などの放棄、さらにはバードストライクによる地域個体群の消滅などの重大な影響を及ぼすと考えられるため、対象事業実施区域は風力発電施設の建設場所としては不適切であり、当該地における風力発電施設建設の見直しを求める。</p>	
36	<p>鳥類（希少猛禽類）調査の調査地点（定点）と「視野図」について</p> <p>対象事業実施区域とその周辺で 12 箇所の定点を設定しているが、降雪期には使用できない定点が半数以上ある。そのため、降雪期でも十分な調査ができる場所に定点を変更するか、降雪期でも調査可能な方法を示すべきである。</p> <p>また、環境影響評価方法書には「調査定点の視野図」が含まれていないが、「視野図」を方法書の中で示すことが必要である。なお、降雪期でも利用可能な定点における「視野図」を示し、降雪期であっても対象事業実施区域全域をカバーできるような定点を配置すべきである。</p>	<p>図書にも記載した通り、鳥類（希少猛禽類）の定点は 6 地点としており、無雪期と積雪期で地点が異なることから、計 12 地点となっています。よって、半数が積雪期には使用できない地点となります。</p> <p>視野図が記載できておらず、ご心配をおかけいたしました。現在設定している無雪期 6 地点、積雪期 6 地点は、いずれも対象事業実施区域全域をカバーできるよう設定しております。準備書においては、視野図をお示しいたします。</p>
37	<p>鳥類（希少猛禽類）調査の調査日数について</p> <p>環境影響評価方法書では希少猛禽類調査の日数を「1 回あたり連続 3 日間とし、各月 1 回」としているが、特に春と秋は、連続 3 日間の調査データが降雨により取れない可能性があることから、「データが取れない月」が生じないように調査計画を立てるべきである。</p> <p>また、貴社は、対象事業実施区域およびその周辺で繁殖していると推察される希少猛禽類の営巣地や高度利用域等を必ず特定し、事業の実施によるそれらへの影響を適切に評価できるよう調査計画を立てるべきである。なお、調査の日程について、繁殖期間中は各月 1 回にこだわることなく、繁殖ステージごとの行動を把握できるように調査日程を組むべきである。</p>	<p>鳥類（希少猛禽類）調査の際は、データが取れない月が発生しないよう、留意いたします。</p> <p>また、希少猛禽類の高利用域等は可能な限り特定する予定ですが、繁殖個体への不要な影響を避けるため、事業による影響の予測評価に必要な場合を除いては、必ずしも営巣地を特定することは無いこと、ご理解下さい。</p> <p>鳥類（希少猛禽類）調査は繁殖個体のみを対象としているわけではないことから、調査の日程は定量性を持たせるため各月 1 回としていますが、この中で繁殖個体の繁殖ステージごとの行動も把握できるよう、留意いたします。</p>
38	<p>調査項目の追加について</p> <p>環境影響評価方法書では鳥類調査として 3 項目（一般鳥類・夜間調査・希少猛禽類）を設定しているが、これに「(猛禽類および一般鳥類の渡り)」を新たに 4 項目として追加すること。</p> <p>サシバやハチクマおよびノスリなどの猛禽類は、春は越冬地から繁殖地へ、秋は繁殖地から越冬地へと渡り、当該地域では昼間に移動する。この調査を「希少猛禽類」の調査を兼ねて行くと、生息状況と渡りの状況を把握するのにどちらも不十分な調査になってしまうので、この 2 つの調査は分けて行うことを求める。なお、猛禽類および一般鳥類の渡りに関する調査について、春は 3～6 月、秋は 9～11 月に実施し、調査実施中に悪天候となりデータが取得できない日が生じる可能性も考慮した調査日程を組むべきである。</p>	<p>環境影響評価においては、まず文献調査を実施し、その上で専門家等へのヒアリングを行って、調査計画を立案します。本事業においても同様の考え方で、調査計画を立案しました。</p> <p>なお、悪天候時など調査が成立しない日程で、調査を実施することはありません。</p> <p>いただいた意見も参考とさせていただきます、今後の調査を実施いたします。</p>
38	<p>2020 年 9 月、事前に風速を計測するために設置された風況ボールに数百羽のツバメが群れていたことや周</p>	<p>情報をお寄せいただき、ありがとうございます。ツバメ類等の飛翔採食性鳥類についても留意し、調査を実</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>辺での目視調査から、当該地域は多くのツバメ類が非繁殖期に利用する場所であり、渡り経路となっていることが推察された。一方、2016年より5年計画で、国や地方自治体の研究機関、民間団体が協働して行っている全国鳥類繁殖分布調査では、ツバメ類やアマツバメ類などの飛翔採食性種が減少していることが報告されているが、これらの飛翔採食性鳥類の保全は、鳥類の多様性を保全していくうえで重要であり、当該地域での一般鳥類調査を行う上で特に注目せねばならないことである。</p>	<p>施します。</p>
40	<p>レーダー調査等の実施について</p> <p>対象事業実施区域とその周辺を渡る鳥類の移動経路の位置を把握し、事業の実施による鳥類への影響を検討するための基礎データを得るには、目視での観察調査やICレコーダーを使った調査だけでは不十分である。</p> <p>特にICレコーダーは音声を取得できる範囲が狭く、対象事業実施区域を通過する渡り鳥の状況を広く把握することはできない。そのため、船舶用レーダーやレーザーレンジファインダー等により、できるだけ広範囲に正確な飛翔経路や高度、時間等を把握、分析したうえで、障壁影響も含めた影響評価を実施することを求める。</p> <p>なお、他の事業者によって行われている風力発電事業の対象事業実施区域や調査では、ほとんどの事業者がレーダー調査を導入しており、当該地のみでレーダー調査が行われていないのは調査として不十分であると考えられる。他の対象事業実施区域との環境影響の比較ができないことから、レーダー調査は必須である。</p>	<p>環境影響評価においては、まず文献調査を実施し、その上で専門家等へのヒアリングを行って、調査計画を立案します。本事業においても同様の考え方で、調査計画を立案し、大型鳥類や猛禽類の渡りについては鳥類（希少猛禽類）調査の中で、小型鳥類については鳥類（夜間調査）の中で確認することとしました。</p> <p>また、予測においては移動経路の阻害に対する影響についても、扱う予定です。</p> <p>なお、これらの調査は本事業における環境影響評価のための調査であり、他の対象事業実施区域との比較を行うことが目的で実施するものではないこと、ご理解下さい。</p>
41	<p>わが国で絶滅の危機にあるイヌワシの調査研究と生息地保全に取り組んでいます。調査研究によって、国内に生息するイヌワシの繁殖成功率が10%台にまで低下していること、既知の生息地から消失してしまったつがいが、これまでに120つがいにのぼること等が明らかとなっています。</p> <p>(仮称)福井 大野・池田ウインドファーム事業により、衝突死をはじめとする重大な影響が避けられないと考えています。福井県には、現在5つがいが生息しているのみであり、1羽のイヌワシであっても衝突死によって失うことは厳に避けなければなりません。</p> <p>対象事業実施区域の周辺では、25年以上にわたる現地調査が実施されています。これまでに得られた調査結果は、建設の是非を判断するに十分な資料であり、これ以上の調査は不要であるだけでなく、イヌワシへの負担を考えると調査を実施すべきではありません。</p> <p>以上より、(仮称)福井 大野・池田ウインドファーム事業について、方法書段階での中止を求めます。</p>	<p>情報をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>現地調査は環境影響評価法に基づき実施するものですので、ご理解いただきたく存じます。なお、ご意見を踏まえ、調査においてはイヌワシの利用状況の把握に努めるとともに、当該種に負担とならないよう留意いたします。</p> <p>また、調査の結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>景観について</p>		
42	<p>景観について、計画がはっきりしていない段階では評価が難しいのではないかと。垂直見込み角というのはあくまで「垂直」の角度。</p> <p>見え方によっては、横方向に見かけ1°以上となることもあるのでは？</p> <p>水平・垂直両方1°以下と、両方1°以上になる範囲をマッピングして、それらが山中に位置するように風車の位置を設定する等しては？</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>風力発電機の設置位置やその大きさなどは、環境影響評価の手続きを踏まえて最終的な検討を行うため、今回縦覧させていただいた方法書では、具体的な計画の記載はしておりません。</p> <p>一方で、ご意見の通り、計画がはっきりしないと予測及び評価はできないものですので、次の準備書の段階では風力発電機の大きさ及び配置の案を提示させていただく予定です。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>なお、垂直見込み角につきましては考え方がまとめられているため1°を基準としましたが、水平方向への広がりについては考え方がまとめられたものは存在していません。よって、準備書においてはフォトモンタージュによって、皆様に水平方向への広がりについてもご確認いただくことになると考えております。</p>
事後調査について		
43	<p>■30. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
意見書について		
44	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由から本意見の内容について「順番を並び替えること」も絶対にしないで頂きたい。</p>	<p>環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更しております。</p> <p>なお、当該意見者からのご意見につきましては、いただいたご意見の表記のとおり文頭に「■」と数字を付記することで、意見の順番について追えるようにしております。</p>
45	<p>■13. 住民意見への回答が不誠実 1</p> <p>住民意見に対し本事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）は、「環境保全の意見でない」として回答をしていない。</p> <p>しかし、その意見の内容をよく読むと「環境保全上の意見」と思える意見についても、事業者らは「環境保全上の意見でない」と「主観で決めつけている」。</p> <p>自ら意見を求めておきながら、都合の悪い意見には回答しないとは、呆れた話だ。本事業者らの住民への対応は、不誠実であり、不愉快である。住民へ不誠実な対応をする事業者らが、本事業において、地域及び環境保全に対して真摯に取り組むとは到底思えないが、このような住民を軽視する、不誠実で独善的な事業者の事業に、FITを適用し国民の血税を支払うのは納得がいかない。</p>	<p>環境影響評価法第十四条の規定に従い、皆様におかれまして環境影響評価方法書に対する「環境の保全の見地」からのご意見を提出いただくことができます。</p> <p>意見書として提出いただきましたご意見であっても環境の保全の見地からではないご意見につきましては回答することは難しい状況ですが、いただいたご意見に対してはその旨とともに、環境影響評価法に基づき適切に対応させていただき所存であることを回答させていただきます。</p> <p>なお、FIT制度につきましては事業者が回答するものではありませんので、回答を控えさせていただきます。</p>
46	<p>■14. 住民意見への回答が不誠実 2</p> <p>「作為が入るから改ざんしないでほしい」という住民意見に対し事業者は、意見者の同意もなく『一方的に意見を並び替えて改ざんを行っている』。事業者の住民への対応は不誠実であると判断される。住民等に対し、このような不誠実な対応をする事業者らが、本事業において、地域及び環境保全に対して真摯に取り組むとは思えないが、このような『住民等意見を軽視する事業者の事業』に『FITを適用し国民の血税</p>	<p>環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することとなっています。よって、意見を概要とすることは法的に求められているものですが、意見を要約しないように求められたご意見につきましては、可能な限り、そのまま掲載するように努めております。ただし、環境影響評価図書については一般にも分かり易い図書とする必要があるため、求めがあれば必ず意見を要約せずに原文のまま掲載することをお約束するものではありません。その</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	を支払うのは納得がいかない』。	<p>ような前提ではなりますが、本事業においては配慮書・方法書ともに、求めがあった場合には原文を掲載させていただきます。</p> <p>意見の順番につきましては、分かり易い図書とするため、同様の意見についてはまとめて掲載するよう入れ替えを行わせていただいております、その旨もご意見に対する事業者見解として記載させていただいております。ただし、いただいた意見の記載を尊重し、当該意見につきましては文頭に「■」と番号を掲載しており、「不誠実な対応」、「改ざんを行っている」との指摘には当たらないものと考えております。今後とも、ご理解・ご協力をいただけますと幸いです。</p> <p>なお、FIT 制度につきましては事業者が回答するものではありませんので、回答を控えさせていただきます。</p>
アセス用語について		
47	<p>■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>これまでに事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義があいまいで意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べること。</p> <p>その上で、事業者がコウモリ類の追加的な環境保全措置を実施しない理由を述べよ。</p>	<p>環境影響評価法に基づき適切に対応するとともに、ご意見も参考としながら、分かりやすい図書の作成に努めます。</p> <p>なお、「追加的な環境保全措置を実施しない理由」とのことですが、現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。よって、追加的な環境保全措置の実施の有無についても図書には記載しておりません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
48	<p>■12. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1</p> <p>『「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を述べよ』との意見に対し事業者は、「環境保全上の意見でない」として回答を避けている。</p> <p>しかし「環境の回避・低減」は環境アセス独特の用語で住民には理解できない。</p> <p>定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすく、事業者らが『主観的な保全措置』をする可能性が高くなる。</p> <p>よって、「影響の回避」と「影響の低減」について、定義及び出典を必ず述べて頂きたい。</p>	<p>「回避」と「低減」については、「環境用語集」(https://www.eic.or.jp/ecoterm/)の「ミティゲーション」の項において、以下の通り解説されています。</p> <p>---</p> <p>回避：ある行為をしないことで影響を避ける 最小化：ある行為とその実施に当たり規模や程度を制限して影響を最小化する</p> <p>---</p> <p>「最小化」となっていますが、これを「低減」と読み替えいただくとよろしいかと考えます。ご参考となりますと幸いです。</p>

日刊新聞紙における公告等

福井新聞（令和3年1月7日 朝刊6面）

環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)福井大野・池田ウインドファーム事業の環境影響評価方法書(以下、方法書)を縦覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

事業者の名称
電源開発株式会社
代表者 代表取締役社長 渡部 肇史
所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)
(仮称)福井大野・池田ウインドファーム事業
(風力発電(陸上)) 最大47,300キロワット程度

対象事業実施区域
福井県大野市、今立郡池田町

対象事業に係る環境影響を受ける範囲
福井県福井市、大野市、今立郡池田町

方法書の縦覧
縦覧場所：福井県庁環境政策課
福井市役所美山総合支所、美山公民館
多田記念大野有終会館
池田町役場資料閲覧コーナー
縦覧期間：令和3年1月7日(木)～令和3年2月22日(月)
縦覧時間：開庁・開館時間に準ずる
電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

説明会の開催場所・日時
福井市 美山公民館
令和3年1月30日(土) 午後3時～午後4時30分
大野市 多田記念大野有終会館
令和3年1月30日(土) 午後7時～午後8時30分
池田町 能楽の里文化交流会館
令和3年1月31日(日) 午前10時～午前11時30分
但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合は、右記電子縦覧URLに掲載します。

意見書の提出 方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面(日本語)により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出ください。

提出期限：令和3年2月22日(月) ※当日消印有効

意見書の郵送先及びお問い合わせ先
電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
TEL 03-3546-9600 担当：島海・中江・清水

日刊県民福井（令和3年1月7日 朝刊18面）

環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)福井大野・池田ウインドファーム事業の環境影響評価方法書(以下、方法書)を縦覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

事業者の名称
電源開発株式会社
代表者 代表取締役社長 渡部 肇史
所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)
(仮称)福井大野・池田ウインドファーム事業
(風力発電(陸上)) 最大47,300キロワット程度

対象事業実施区域
福井県大野市、今立郡池田町

対象事業に係る環境影響を受ける範囲
福井県福井市、大野市、今立郡池田町

方法書の縦覧
縦覧場所：福井県庁環境政策課 福井市役所美山総合支所、美山公民館、多田記念大野有終会館、池田町役場資料閲覧コーナー
縦覧期間：令和3年1月7日(木)～令和3年2月8日(月)
縦覧時間：開庁・開館時間に準ずる
電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

説明会の開催場所・日時
福井市 美山公民館
令和3年1月30日(土) 午後3時～午後4時30分
大野市 多田記念大野有終会館
令和3年1月30日(土) 午後7時～午後8時30分
池田町 能楽の里文化交流会館
令和3年1月31日(日) 午前10時～午前11時30分
但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合は、右記電子縦覧URLに掲載します。

意見書の提出 方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面(日本語)により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出ください。

提出期限：令和3年2月22日(月) ※当日消印有効

意見書の郵送先及びお問い合わせ先
電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
TEL 03-3546-9600 担当：島海・中江・清水

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



J-POWERグループ お問い合わせ JP | EN

企業情報 事業情報 株主・投資家の皆様 環境・社会への取り組み 採用情報 ニュース 知る・学ぶ・楽しむ

環境・社会への取り組み 環境への取り組み 環境アセスメント 風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 福井 大野・池田ウインドファーム事業に係る環境影響評価

風力発電事業に係る環境影響評価手続き

(仮称) 福井 大野・池田ウインド ファーム事業における風力発電事業

(仮称) 福井 大野・池田ウインドファーム事業 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）

(仮称) 福井 大野・池田ウインドファーム事業環境影響評価方法書（以下、「方法書」）方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」）を環境影響評価法に基づき公表します。

なお、印刷及びダウンロードはできません。

- ・「(仮称) 福井 大野・池田ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について (PDF:131KB)

- ・表紙・目次
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・第2章 対象事業の目的及び内容
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.1.自然的状況
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2.社会的状況
- ・第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果
- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・第7章 その他環境省令で定める事項
- ・第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- ・資料編
- ・資料1 動植物確認種一覧
- ・資料2 植生調査票及び群落組成表

- ・要約書
- ・ご意見記入用紙 (PDF:145KB)

(仮称) 福井 大野・池田ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」）

配慮書の閲覧は2020年7月16日に終了しました。

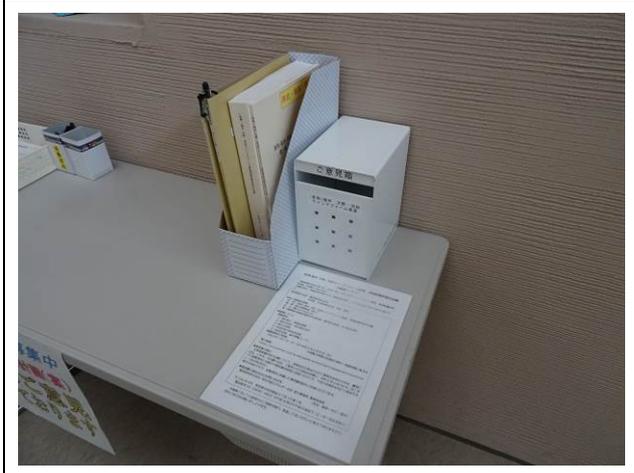
お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

TEL : 03-3546-9600 (平日9時～17時)

[参考資料]

縦覧状況

<p>福井県庁 環境政策課</p>	<p>福井市役所 美山総合支所</p>
	
<p>美山公民館 (福井市)</p>	<p>多田記念大野有終会館 (大野市)</p>
	
<p>池田町役場 資料閲覧コーナー</p>	
	